

提 案 ・ 要 望 書

平成 2 2 年 5 月

島 根 県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組みながら、産業振興等の各種施策を展開していますが、地域経済の停滞に加え、地方間格差の拡大などにより、行財政運営は非常に厳しい局面を迎えています。

こうした状況の中で、地方税財源の充実確保をはじめとする本県が抱える諸課題への取り組みには、国のご理解とご協力が是非とも必要です。

つきましては、平成23年度の国の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、本県の実情をご賢察いただき特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年5月

島根県知事 溝口善兵衛

島根県議会議長 田原正居

島根県 提案・要望事項(内閣府関係)

竹島に関する広報活動の推進

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 北方領土と同様に、内閣府において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を隠岐の島町に設置すること。

島根県 提案・要望事項(総務省関係)

I 地方財源の確保と地域主権改革の推進

- 1 長引く景気低迷からの急速な回復を望めず、地方税収入の増加が期待できないことから、平成23年度の地方財政対策においては、地方団体の財政運営に支障が生じないように、引き続き地方交付税の総額を確保すること。
- 2 財政力格差是正のため「地方法人特別税」が暫定措置として行われているが、今後、恒常的で十分な規模の「財政力格差の是正策」を実現すること。
- 3 一括交付金制度の制度設計にあたっては、地方の安定的な財政運営に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱く社会基盤整備が遅れている地方に十分配慮すること。
- 4 地域主権改革においては、地方団体の意見を十分踏まえた改革とすることが必要であり、国と地方の協議の場などを通じて、地方の意見を国の政策立案に十分に反映すること。

II 機動的な経済対策の実施と地方への配慮

- 1 本格的な景気回復が図られるよう、経済・雇用情勢を注視して、機動的な経済対策を実施すること。
- 2 経済対策の具体化に際しては、地方の中小企業や農林水産業などの厳しい実態に配慮し、地方への支援策を十分確保するとともに、地域の実情に応じた運用が可能な制度設計とすること。

III 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。

島根県 提案・要望事項(外務省関係)

竹島の領土権の早期確立

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を隠岐の島町に設置すること。

島根県 提案・要望事項(財務省関係)

I 地方財源の確保

- 1 長引く景気低迷からの急速な回復を望めず、地方税収入の増加が期待できないことから、平成23年度の地方財政対策においては、地方団体の財政運営に支障が生じないように、引き続き地方交付税の総額を確保すること。
- 2 財政力格差是正のため「地方法人特別税」が暫定措置として行われているが、今後、恒常的で十分な規模の「財政力格差の是正策」を実現すること。
- 3 一括交付金制度の制度設計にあたっては、地方の安定的な財政運営に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱く社会基盤整備が遅れている地方に十分配慮すること。

II 機動的な経済対策の実施と地方への配慮

- 1 本格的な景気回復が図られるよう、経済・雇用情勢を注視して、機動的な経済対策を実施すること。
- 2 経済対策の具体化に際しては、地方の中小企業や農林水産業などの厳しい実態に配慮し、地方への支援策を十分確保するとともに、地域の実情に応じた運用が可能な制度設計とすること。

島根県 提案・要望事項(文部科学省関係)

I 学校教育における竹島の指導

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であり、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。

II 医師養成の充実

1 地方の医師不足の解消や、産科・外科など不足する特定の診療科の医師の確保に向けて厚生労働省と連携し、確実な国の財源措置のもとで次の施策を導入すること。

(1) 地方大学における医師養成数を増員すること。増員にあたっては、奨学金と連動した「緊急医師確保対策枠」のように、養成した医師を不足する地域や診療科での勤務へ誘導する仕組みを構築すること。

(2) 医師不足地域での勤務を一定期間義務付けるような入学枠、及び産科・外科などの特定の診療科を選択する学生を対象とする入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。

2 大学勤務の魅力を高め、大学を通したへき地医療機関等への医師供給を促進するため、大学勤務医師に現在の教育職俸給表ではなく医療職俸給表を適用するなど、適切な賃金水準の確保等の処遇改善を行うこと。

3 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が求められており、臨床研修の基本理念においても、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を身に付けることとされている。そうした医師を養成するため、大学における地域医療教育の充実や指導体制の強化を図ること。

III 古事記編纂千三百年を契機とした文化事業の推進

古事記編纂千三百年にあたる平成24年を、我が国の古代から続く豊かな歴史・文化を改めて認識する好機と捉え、特色ある日本文化を国内外に強く発信する文化事業を実施すること。

島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

I 医師・看護職員確保対策の推進

- 1 医師不足が深刻な離島・中山間地域など地方の病院での勤務や、産科・外科など不足する特定の診療科での勤務を誘導するためには、そこで勤務する医師に対する処遇を手厚くする必要がある。診療報酬による誘導だけでなく、国において医師の処遇改善に直接つながる補助金などの恒久的な財政支援の仕組みを構築すること。
- 2 医療事故・医療紛争は、当事者双方にとって時間や費用、精神的にも多大な負担を強いることから、産科・外科等の特定診療科の医師偏在を解消するためにも、裁判外で早期の解決ができる制度を構築すること。
さらに、早期に被害者を救済するために無過失補償制度を拡充すること。
- 3 地方の医師不足の解消や、産科・外科など不足する特定の診療科の医師の確保に向けて次の施策を確実な国の財源措置のもとで導入するよう文部科学省に働きかけること。
 - (1) 地方大学における医師養成数を増員すること。増員にあたっては、奨学金と連動した「緊急医師確保対策枠」のように、養成した医師を不足する地域や診療科での勤務へ誘導する仕組みを構築すること。
 - (2) 医師不足地域での勤務を一定期間義務付けるような入学枠、及び産科・外科などの特定の診療科を選択する学生を対象とする入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。
- 4 大学勤務の魅力を高め、大学を通したへき地医療機関等への医師供給を促進するため、大学勤務医師の処遇改善について、文部科学省へ働きかけること。
- 5 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が求められており、文部科学省と連携を図り、そうした医師を養成する仕組みを構築すること。
- 6 国において本年度取りまとめられる「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成、離職防止、再就業促進等の取り組みに対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員の安定確保対策を講じること。
- 7 勤務医や看護職員の過重勤務解消のため、医療の現状、医療の利用の仕方などについて、国民への広報・啓発を強化すること。

Ⅱ 少子化への対応に向けた施策の推進

- 1 出産・子育てを行う世帯の経済的負担の軽減策を講じること。
 - (1) 乳幼児医療のような基本的なサービスについては、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。
 - (2) 特定不妊治療の医療保険適用を図ること。
 - (3) 妊婦健診の拡充と出産育児一時金の引き上げを平成23年度以降も継続すること。
 - (4) 多子世帯等における保育料の更なる軽減を図ること。
- 2 子ども手当に関する本格的な制度設計にあたっては、地方の意見を十分に反映すること。
- 3 高齢者をはじめ様々な地域住民の参画によるより身近な場所での、きめの細かな子育て支援の取り組みを支援するため、「安心子ども基金」の継続など、引き続き財政措置を講じること。
- 4 中山間地域や離島などの小規模な保育所等においても安定的に事業の運営やサービスの提供ができるよう支援措置を拡充すること。
- 5 保育所の最低基準の見直し、保護者との直接契約方式の導入など、今後の保育制度改革の検討にあたっては、自治体の財政力格差が保育サービスの格差につながることはないよう、市町村や保育現場の意向も踏まえながら、適切な制度設計を行うこと。

Ⅲ がん対策の推進

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従事者の養成が確実に行われるよう、十分な予算を確保し、地域の実情に応じた研修体制を充実すること。
- 2 2次医療圏にがん診療連携拠点病院を確保すること。
 - (1) がん診療連携拠点病院の指定にあたっては、医療機器の整備及び専門医の配置等の指定要件を緩和して、地域の医療供給体制や病院間の役割分担などの実情を踏まえた指定を行うこと。
 - (2) がんの診断・治療に係る高度医療機器の整備を促進すること。
- 3 がん検診の受診を義務づけるなど、検診率の向上が図られるような仕組みを構築すること。
- 4 患者会等が行っている患者支援活動に対する支援策を講ずること。
- 5 がん治療に係る未承認薬の承認及び承認薬の保険適用の拡大を一層迅速に進めること。

Ⅳ 新規学校卒業者の就職支援

企業が新規学校卒業者を採用しやすいように、正規雇用に対する助成などの就職支援策を講じること。

島根県 提案・要望事項(農林水産省関係)

I 農林水産業の振興や集落の維持等に必要な基盤の整備

農林水産業の生産を支え、農山漁村の安全な暮らしを守る基盤整備事業について、地方の実情に配慮した必要な予算を確保すること。

II 地方の実情を踏まえた農林水産行政の推進

1 戸別所得補償制度等の本格実施について

(1) 農業者戸別所得補償制度の本格実施にあたっては、

- ① 米戸別所得補償モデル事業について、全国一律の定額補償では販売価格と生産コストの差額が十分に埋まらないことから、地域の実態を踏まえた交付単価とすること。
- ② 平成22年度の水田利活用自給力向上事業については、激変緩和措置が講じられたが、今後は地域段階における柔軟な助成が講じられるよう、新たな制度を構築し、できるだけ早期に制度概要案を示すこと。

(2) 今後検討される「畜産・酪農所得補償制度」、「漁業所得補償制度」、「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入にあたって、できるだけ早期に制度概要案を示すとともに、地域の実情や意見を十分に把握すること。

2 集落営農組織の育成対策について

「食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われ、前計画に引き続き、集落営農組織が担い手として位置づけられたところである。

島根県においては、集落営農組織が地域農業の核であり、引き続き集落営農組織の組織化・育成への取り組みが必要である。

このためには、集落営農の組織化や育成に向けた支援活動を行う、担い手育成総合支援協議会の円滑な活動実施と一層の充実が必要であることから、新たな支援措置を講ずること。

3 耕作放棄地対策の充実・強化について

耕作放棄地対策については、地域の実情に応じた耕作放棄地の再生・利活用の取り組みとなるように、長期的で安定的な制度とした上で、平成23年度以降の財源措置を講ずること。

Ⅲ 循環型林業の確立に向けた制度・対策の充実・強化

- 1 森林・林業再生プランの具体策の検討にあたっては、次の点に留意し、地域の実態に即した取り組みを積極的に支援すること。
 - (1) 森林整備加速化・林業再生事業に係る基金の積み増しと事業の拡充・継続を図ること。
 - (2) 林業が地域雇用の受け皿として機能するよう森林整備等の事業量の安定確保を図るとともに、雇用条件・労働環境の改善に努めること。
 - (3) 地域の森林経営を担う森林組合の地域経済・雇用面での役割を評価し、その組織・機能を強化すること。
- 2 森林の公益的機能を維持・増進するため、国民全体が森林整備の費用を負担する仕組みを導入すること。
 - (1) 森林環境税（仮称）を国税として創設し、その税収を森林面積等に応じて地方公共団体に配分すること。
 - (2) 企業等が森林整備費用を負担する場合に、税制上の優遇措置（損金算入等）を適用すること。
- 3 林業公社の経営安定化に対する支援策を充実すること。
 - (1) 日本政策金融公庫資金の既往債務に対する元利金返済負担軽減措置を実施し、併せて森林整備活性化資金の融資対象事業の拡大を行うこと。
 - (2) 長伐期化に伴う分収契約の変更等を円滑に実施するため、法・税制度等を整備すること。

Ⅳ 日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実・強化等

- 1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- 2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 4 平成23年度以降も「漁場機能維持管理事業」を継続し、暫定水域の影響を受けている漁業者に重点的な支援を行うこと。
- 5 排他的経済水域（EEZ）の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

島根県 提案・要望事項(経済産業省関係)

I 地域経済を支える「ものづくり産業」への支援

- 1 産業の高度化や集積が遅れている地方の中小企業が次世代自動車等の高成長が見込まれる新分野に進出する際には、研究開発や人材育成等の支援について「地域枠」を創設するなど、研究から事業化まで地域の実情に応じた弾力的な支援を行うこと。
- 2 地元大学や高専と地域の中小企業による研究開発や人材育成についても「地域枠」を創設するなど地域の産学官連携への支援を行うこと。

II 我が国発、世界が注目する「Ruby」を核としたIT産業振興への支援

- 1 世界から注目を集める、島根県の地域産業資源であるプログラミング言語「Ruby」を活用したIT産業振興に支援を行うこと。
- 2 医療・介護分野での先駆的なITシステムの研究開発など、我が国が抱える課題の解決に向けた地方の自治体・企業等の主体的な取り組みに対する支援を強化すること。
- 3 産業界が担えない基礎的かつ中長期的な研究開発や人材育成等に必要な支援を行うこと。

III 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と電源立地地域の支援

- 1 平成22年度末に失効する「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」を期限延長し、引き続き原発立地地域の振興を図るため、財政支援制度を拡充すること。
- 2 電源立地地域対策交付金をはじめとした現行制度を堅持し、電源地域の恒久的な地域振興が可能となるよう、財源を十分確保すること。
特に、水力発電施設周辺地域交付金相当部分については、平成22年度末に多くの関係市町村において交付期限を迎えることから、引き続き交付期間の延長を図るとともに、恒久的な制度となるよう努めること。

島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

I 地方の社会資本の整備促進

整備が遅れている地方の社会資本整備が進むよう、社会資本整備総合交付金の総額を十分確保し地方に重点配分するとともに、特に次の事項について整備の促進を図ること。

1 高速道路をはじめとする地方の道路整備の促進

- (1) 高速道路など、遅れている地方の道路整備が今後も着実に進められるよう、道路整備のための予算を十分確保すること。
- (2) 産業振興をはじめとする地方の活性化のため、全国の高速道路ネットワークとつながるよう、国全体の公平性の観点からも、遅れている地方の高速道路の整備を早急に進めること。
- (3) 2020年を目途に山陰道全線のネットワークが完成するよう整備スピードを速めること。

2 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の促進

- (1) 斐伊川・神戸川治水事業について、大橋川改修及び中海護岸堤防の整備を促進すること。また、斐伊川放水路の建設を促進し、計画工期（平成20年代前半）での完成を目指すこと。
- (2) 河川改修やダム等の治水対策は、住民の安全・安心のため不可欠であり、着実に整備を進めること。特に、波積ダム、矢原川ダム事業については、県における検証結果を尊重し、整備に要する予算を確保すること。

3 国際物流拠点浜田港の「重点港湾」選定

日本海側の拠点港である浜田港を「重点港湾」に選定し、高速道路ネットワークと直結する「臨港道路 福井4号線」を国の直轄事業として施行すること。

II 地方交通への支援

1 地方航空路線の維持

高速交通ネットワークの整備が遅れている島根県にとって、出雲空港はビジネスと山陰観光の拠点、隠岐空港は離島振興の拠点として、萩・石見空港は高速交通空白域の解消のため、地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っている。一方、各空港への航空路線については、民間航空会社の事業として運航されているが、各社とも会社全体の経営状況悪化を受けて、路線の休止や縮小などの動きが相次ぐなど、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方のみの努力では、もはや路線維持が困難になっている。

- (1) 地方航空路線を維持するため、地元自治体が取り組む事業について、新たな財政支援制度を創設すること。
- (2) 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を負うとともに、運航事業者も含めた協議の場を設けるなど、新たな仕組みづくりを行うこと。

2 羽田空港再拡張に伴う国内航空路線の発着枠の確保

- (1) 国内・国際線の枠配分の決定に際しては、国内航空路線へ優先配分すること。
- (2) 国内線の配分では代替交通機関が未整備である地域に対する特別枠を設けて配分すること。

3 離島航路の維持

隠岐航路は、島民2万2千人の日常生活を支えるとともに、年間40万人の乗客を運んでおり、必要不可欠なものであるが、急激な人口や観光客の減少による需要減などにより、運航事業者の経営は厳しく、運賃は高止まりの状況にある。

- (1) 離島航路を道路と位置づけ、本土の公共交通機関と同程度の移動・流通コストで航路を利用できるよう、支援制度を拡充すること。
- (2) そのために、各航路の実情にあった適正な運賃を設定するための調査・検討を早急に行うこと。

4 高速鉄道網の整備促進

フリーゲージトレインの実用化に向けた研究開発を引き続き進め、早期に伯備線に導入するとともに、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

Ⅲ 古事記編纂千三百年をテーマとした地方観光連携の推進

- 1 観光圏の枠組みを超えて各地の自治体が連携して取り組む古事記編纂千三百年をテーマとする事業展開について、新たな助成制度を創設すること。
- 2 古事記編纂千三百年にあたる平成24年を、日本の歴史・文化を海外へ情報発信する好機と捉え、外国人観光客の増大に向けた事業を実施するとともに、地域の取り組みに対して支援を行うこと。

Ⅳ 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。

